

## 質 疑 応 答

## 5-9 災害復旧事業において排水・揚水機場の改良復旧を申請することができるのはどのような場合ですか。

被災した排水・揚水機場の復旧にあたっては、原形復旧を基本とし、従前の効用回復を限度とした復旧が原則となります。これは、災害復旧事業が「被災前の機能を回復すること」を目的としており、査定要領に基づき採択の可否が判断されるためです。

従前の効用回復の範囲内であっても、原形復旧不可能、または困難・不相当と判断される場合には、原形復旧に代えて従前の効用を回復するために必要な施設を施工することができます。さらに、従前の効用回復の範囲内に収まる場合に限り、再度被災しないよう施設の効用回復を図る工法や、現行の設計基準等に基づく復旧、被災原因の除去を目的とした工法を選択することもできます。

一方で、従前の効用回復を超える復旧（例：未被災箇所の整備、生産性向上、将来災害への備え等）については、災害関連事業や既存の土地改良事業等を組み合わせて対応する必要があります。

なお、了解事項第2-7「排水機場の排水能力の取扱い」に示すとおり、排水機場が被災し、新たなポンプにより復旧する場合は、造成当時の確率年に対し、近年の降雨を考慮して算定した排水能力で復旧することができます。

改良復旧の主な類型とその例は以下のとおりです。

- ・ 災害復旧事業（効用回復の範囲内）

例：浸水被害を受けた電気設備のかさ上げ、防水扉等の設置、耐水性能を有するポンプへの更新。

- ・ 災害復旧事業＋災害関連事業（効用回復を超える部分）

例：将来の浸水位を想定した止水壁のかさ上げ

- ・ 災害復旧事業＋既存土地改良事業等（機能の向上）

例：防災機能向上を目的とした排水機場の構造改修、ポンプの増設・排水能力の強化。

質 疑 応 答

(参考)

災害復旧事業における改良復旧の推進について(令和6年8月26日付け農村振興局整備部  
防災課長通知)